

3 福 監 第 2 5 2 号
令和 3 年 8 月 30 日

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

福島県監査委員 星 公 正
福島県監査委員 佐久間 俊 男
福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 高 橋 宏 和

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和3年8月3日付け3財第1178号で審査に付された令和2年度に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果は、次のとおりです。

第1 審査の概要

1 審査の基準

本件の審査は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員告示第10号）に基づき実施しました。

2 審査の種類

健全化判断比率等審査

3 審査の対象

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75%)	— (8.75%)	7.7% (25.0%)	119.7% (400.0%)

(注) 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がありません。

(注) () 書きの比率は、早期健全化基準です。

(2) 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
福島県港湾整備事業特別会計	—	
福島県流域下水道事業会計	—	
福島県工業用水道事業会計	—	
福島県地域開発事業会計	—	
福島県立病院事業会計	—	

(注) 「—」は、資金不足額がありません。

(注) 各会計ごとの経営健全化基準は20%です。

(3) 比率算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

- (1) 健全化判断比率及び資金不足比率は、法令等に基づき適切な算定要素を用いて適正に算定されているか
- (2) 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (3) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

5 審査の実施内容

(1) 審査の期間

令和3年8月3日から同年8月30日まで

(2) 審査の方法

審査は3の書類を確認し、決算審査の結果を踏まえて行いました。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められます。

2 意見

特に指摘する事項はありません。

財政健全化判断比率及び資金不足比率とも健全な基準の範囲内にありますが、新型コロナウイルス感染症等の課題にも適切に対応しながら、第2期復興・創生期間において、復興と地方創生を両輪に切れ目なく前進させるため、必要な財源の確保と適切かつ効率的な事業の執行に努めるとともに、各指標の推移に十分に留意し、財政の健全化に努めてください。